

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正の一部改正について」の通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○（別紙４）「包括許可取扱要領」（平成１７年２月２５日付け輸出注意事項１７第７号）

改正後	現行
<p>Ⅱ 特別一般包括許可</p> <p>１～３ （略）</p> <p>４ 特別一般包括許可の範囲</p> <p>（１）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p> <p>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第３の２若しくは同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和５年経済産業省告示第１６２号（輸出貿易管理令第２条第１項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。</p> <p>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第３項の規定に基づく許可を要しない。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 外為令別表の１６の項に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術</u>（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されものを除く。）。）を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」</p>	<p>Ⅱ 特別一般包括許可</p> <p>１～３ （略）</p> <p>４ 特別一般包括許可の範囲</p> <p>（１）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p> <p>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第３の２若しくは同表第４に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和５年経済産業省告示第１６２号（輸出貿易管理令第２条第１項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和５年経済産業省告示第１６２号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。</p> <p>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第２５条第３項第一号に掲げる行為については、外為令第１７条第３項の規定に基づく許可を要しない。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 外為令別表の１６の項に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる技術</u>（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されものを除く。）。）を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」という。）第９条第２項第７号ハに該当</p>

という。) 第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの

2) (略)

ハ (略)

するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関が技術を利用する者又はこれらのものから委託を受けた者であるもの

2) (略)

ハ (略)